

「情報セキュリティ格付を実施する各種機関の運営に関する一般要求事項」適合状況一覧表

1. 一般要求事項

要求事項	適合状況	変更・除外の内容及び理由
法的及び契約上の事項	当社は法的責任を負う株式会社組織であり、また格付は契約締結の上、実施しています。	
品質	格付手順の文書化、格付結果の正確な情報開示など、格付品質の維持・向上に努めています。	
公正性と誠実性	当社は、行動指針（HP にて公開済み）や行動規範（社内規定）、コンプライアンスの徹底などを通じて、格付の公正性と誠実性に努めています。	
独立性と客観性	行動規範（社内規定）等により、格付け対象者と利害関係のあるアナリストの格付業務の禁止や中立的組織である格付委員会での符号決定など、格付の独立性・客観性を確保しています。	
透明性	格付手順や格付結果等のホームページ上での公表等により、格付の透明性を高めています。	
機密保持	当社は、格付対象者との契約で機密保持義務を負うとともに、情報セキュリティ管理規程や情報セキュリティ格付けに関する規則等の社内規定で従業員・アナリストに対しても機密管理を徹底しています。	
公平性のマネジメント	行動指針の公表（済み）や行動規範（社内規定）等の定めにより、格付機能とコンサルティング機能との明確な分離や利害関係者の排除など、格付機関としての公平性を確保しています。	
債務及び財務	格付契約上での手当てや公平性委員会での公平性に関する財務状況の評価など、債務及び財務に関する適切な処置を取っています。	
情報セキュリティ	当社では、情報セキュリティに関する基本方針を公開し、社内外の関係者に公表するとともに、情報セキュリティ管理規程（社内規定）を定め、適切な管理策を実施しています。	
苦情への適切な対応	当社は、格付対象者又は格付対象者の利害関係者からの苦情をホームページにて受け付けており、その記録を保管し、機密として適切な管理をしています。	
異議申し立て	格付符号は格付機関としての意見であり、また格付契約書においても合意している通り、格付符号に対する異議は受け付けておりません。	格付契約書において、格付符号付与の事前に双方で事実確認を実施することにより、格付符号に対する異議申し立てはしないこととなっています。

2. 組織運営機構に対する要求事項

要求事項	適合状況	変更・除外の内容及び理由
組織構造及びトップマネジメント	経営層、委員会及びアナリスト等の責務等については、当社の社内規定（組織管理規程及び格付委員会規則等）で定めています。	
公平性委員会	公平性委員会規則に従って、均衡のとれた利害関係者の代表者を含めた公平性委員会を開催し、格付結果の公平性を確保しています。	
格付委員会	独立かつ公正な格付符号の決定のため、格付委員会規則を定め、規則に則って委員会を開催しています。	

3. 資源に対する要求事項

要求事項	適合状況	変更・除外の内容及び理由
経営層及びアナリストの力量	経営層及びアナリストの機能は、当社の社内規定（組織管理規程及び業務分掌規程等）で定めており、また格付業務に必要なアナリストの力量等については、OJTを中心に研修を実施しており、社内 IT インフラを使って自らの力量向上を図る仕組みも提供しています。	
格付に関与するアナリスト	格付に関与するアナリストの選定等は、情報セキュリティに関する専門知識、クライテリアの理解力、格付審査能力等を総合的に判断して実施しています。また、格付委員会を通じて、継続的にアナリストの力量をレビューしています。	
個々の外部アナリスト及び外部技術専門家の起用	外部アナリスト及び外部の技術専門家を起用する場合、機密保持及び格付け対象者と利害関係に関わる通知等、当社が定める方針及び手順に従うことを誓約する同意書の提出を求めています。	
アナリスト及び技術専門家の記録	アナリスト及び技術専門家の力量、関連する資格、教育・訓練等の記録は、常に最新の記録を保持するようにしています。	
外部委託	社内規定「内部者取引の未然防止と中立性維持に関する規則」の中で、格付業務及びその一部業務を外部委託する場合、委託先のアナリストに、当社アナリストと同等の制限を求めています。	

4. マネジメントシステムに対する一般要求事項

要求事項	適合状況	変更・除外の内容及び理由
一般	経営会議等を通じて、マネジメントシステムを確立しています。	
マネジメントシステムマニュアル	「情報セキュリティ格付を実施する各種機関の運営に関する一般要求事項」に定められている要求事項については、行動規範等の当社の社内規定にて文書化しており、全社員が利用可能な状態となっています。	
文書管理	文書管理の手順等については、社内規定「情報管理規程」及びその業務基準において取り扱いを定めています。	
記録の管理	記録管理の手順等については、社内規定「情報管理規程」及びその業務基準において取り扱いを定めています。	
マネジメントレビュー	情報セキュリティマネジメントシステム構築の一環として、定期的にマネジメントレビューを実施します。	
内部監査	当社では、社長の責任のもと、毎年定期的に、マネジメントシステムの有効性を検証するための内部監査を実施します。	
是正処置	内部監査の結果を受け、当社取締役会にて不適合の特定、再発防止の処置等を実施します。	
予防処置	当社は、潜在的な不適合及び問題に対する適切な予防処置を実施します。	

参考文献：経済産業省「情報セキュリティガバナンス導入ガイダンス」等の公表資料
(平成 21 年 6 月 30 日)